公告第２３６号

那覇

入札公告（土木一式）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年１１月４日

契約担当官
航空自衛隊第９航空団
会計隊長　木部　政治

１　工事概要
(1)　工事名　特殊大型洗浄機設置等工事
(2)　工事場所　航空自衛隊那覇基地
(3)　工　　期　契約締結日～　令和9年3月31日
(4)　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　防衛省における一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式」で級別の格付を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
(4)　防衛省競争参加資格の「土木一式」に係る等級（防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の記載の等級）が「土木一式」D級以上であること。
(5)　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、申請書記載の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び資格審査結果通知書の提出期限の日から開札の時点までの期間に、防衛省のいずれかの地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
(6)　入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
(7)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

[(8)は、請負金額が4500万円以上（建築一式9000万円以上）の場合に適用する。]

(8)　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ　過去１５年の間に同類と認める工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(9)　情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

(10)　本工事は、現場閉所により週休２日を確保する「完全週休２日制工事（土日）」の試行対象工事である。

3　入札手続等

(1)　担当部隊等

〒９０１－０１９４　沖縄県那覇市字当間３０１番地
航空自衛隊第９航空団（那覇基地）会計隊契約班（担当　上原）
TEL　０９８－８５７－１２２８又は１２２９（会計隊直通）
FAX　０９８－８５７－１２２１

(2)　入札説明書等の交付

ア　交付期間

令和８年１１月４日から令和８年１１月２７日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時１５分から午後５時００分

イ　交付場所

(1)に同じ

ウ　交付書類

入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他、契約担当官が必要と認めるもの

エ　交付方法

手交及び郵送等

なお、交付書類については、公告とともに公示している場合は、那覇基地ホームページの調達情報から入手可能である。

(3)　申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等

ア　提出期限

令和８年１１月１８日 午後５時００分

イ　提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

また、郵送等の場合は、令和８年１１月１７日午後５時００分までに必着とする。

(4)　入札書等の提出期限等

ア　提出期限

令和８年１１月２７日午後５時００分

イ　工事費内訳明細書の提出

工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。

ウ　提出方法

持参又は郵送等（郵送等の場合は、令和８年１１月２６日午後５時００分までに必着とする。）

※入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。

また、一般競争参加資格確認通知書（入札説明書第６項第３号に示すもの）又はその写しを提示する。

(5)　開札の日時及び場所

ア　日時　令和８年１２月１日１０時００分

イ　場所　航空自衛隊那覇基地会計隊入札室

4　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金　免除

(3)　契約保証金

納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の１（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の３）以上とする。なお、契約不適合を保証する特約を１年間付すものとする。

(4)　入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5)　落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7)　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8)　契約書作成の要否　要

(9)　適用する契約条項

本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項を適用する。

(10)　資料のヒアリングを行う場合がある。

(11)　関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

(12)　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

[(13)アは、請負金額が4500万円以上（建築一式9000万円以上）の場合に適用する。]

(13)　配置予定監理技術者の確認

ア　落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

イ　種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

[(14)は、請負金額が4500万円以上（建築一式9000万円以上）の場合に適用する。]

(14)　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(15)　詳細は、入札説明書による。

入札説明書

航空自衛隊第９航空団の特殊大型洗浄機設置等工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　令和８年１１月４日

２　契約担当官等　契約担当官
航空自衛隊第９航空団
会計隊長　木部　政治
（〒901-0194　沖縄県那覇市字当間301）

３　工事概要

（１）　件名　特殊大型洗浄機設置等工事

（２）　工期　契約締結日　～　令和9年3月31日

（３）　工事場所　航空自衛隊那覇基地

（４）　工事内容　仕様書のとおり

（５）　その他　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

（６）　本工事は、現場閉所により週休２日を確保する「完全週休２日制工事（土日）」の試行対象工事である。入札時においては、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、原則土日に現場閉所されている状態（完全週休２日）を前提とし、下記のとおり労務費等を補正し工事費を積算する。契約後、受注者は、工事着手前に完全週休２日の取組を希望するか判断し、取組を希望しない場合は、月単位の週休２日に取り組むものとし、契約後に補正係数を変更するものとする。

ア 週休２日の考え方は、以下のとおりである。

(ｱ) 完全週休２日（土日）とは、対象期間のすべての週において、原則として土曜日及び日曜日に現場閉所を行ったと認められることをいう。

(ｲ) 月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月ごとに現場閉所日数の割合が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達していると認められることをいう。

(ｳ) 通期の週休２日とは、対象期間において、現場閉所日数の割合が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達していると認められることをいう。

(ｴ) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始６日間及び夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

イ 週休２日の達成基準は以下のとおりである。

(ｱ) 完全週休２日（土日）とは、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの７日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が２日以上の水準に達する状態をいう。ただし、対象期間の日数が７日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(ｲ) 月単位の週休２日とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が２８．５％に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(ｳ) 通期の週休２日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達していることをもって判断する。

(ｴ) 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、１日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。なお、降雨、降雪、荒天、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(ｵ) 完全週休２日（土日）が達成できない場合において、月単位の週休２日を達成した場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休２日を達成できない場合においては、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

（７）　見積参考資料の交付について

本工事は、一般競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格があると認められた者に対し、入札説明書に示す入札書の提出期限の６日前（行政機関の休日を除く）までに見積参考資料を交付する試行工事である。なお、「見積参考資料」は、建設工事請負契約書第１条の設計図書には該当せず、見積書作成の参考資料であり、その有効期限は本工事の開札日までとする。

（８）　単品スライドの「特例措置」について

指定品目については、契約後に建設工事請負契約条項第２７条第５項（単品スライド）による請求があった場合、１品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）ものとする。

４　参加資格

（１）　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）　防衛省における一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）

（３） 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（前号の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

（４） 防衛省競争参加資格の「土木一式」に係る等級（資格審査結果通知書の記載の等級）がD級以上であること。

（５） 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第１５０号（２８．３．３１））（以下「指名停止措置要領という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（６） 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。
なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、工事に係る入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係
次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合。
（イ）親会社を同じくする子会社の関係にある場合。

イ 人的関係
次のいずれかに該当する２者の場合。ただし（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（７） 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者ではないこと。

（８） 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者とは契約を行わないこととする。

（９） 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

５　担当部局　航空自衛隊那覇基地会計隊契約班
（〒901-0194　沖縄県那覇市字当間301）
ＴＥＬ　０９８－８５７－１２２８又は１２２９（会計隊直通）
ＦＡＸ　０９８－８５７－１２２１

６　競争参加資格の確認等
（１） 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、４（２）の格付を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、４（１）、（３）及び（５）から（８）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において４（２）及び（４）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４（２）及び（４）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書の提出は、次に示すとおりとする。

ア　提出期間　令和８年１１月４日～令和８年１１月１８日（行政機関の休日を除く。）
（上記期間中、午前8時15分から午後5時まで。ただし正午から午後1時までの間を除く。）

イ　提出方法　持参又は郵送による。
郵送等の場合は、令和８年１１月１７日午後５時００分までに必着とする。

ウ　提出場所　上記５に同じ

（２） 申請書は、別紙様式第１により作成すること。

（３） 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は申請時に提出された返信用封筒により、令和８年１１月２４日までに通知する。

（４） その他

ア　申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書提出時には、別紙様式第１に記載の書類を添付し、提出のこと。

カ　申請書に関する問い合わせ先は、上記５に同じ

７　競争参加資格がないと認めた者に対する説明
（１） 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出期限　令和８年１１月２５日12:00

イ　提出場所　上記５に同じ

ウ　提出方法　書面（様式随意）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

（２） 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和８年１１月２７日に説明を求めた者に対し書面により回答する。

８　入札説明書に対する質問
（１） 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア　提出期間　令和８年１１月４日～令和８年１１月１８日（行政機関の休日を除く。）
（上記期間中、午前8時15分から午後5時まで。ただし正午から午後1時までの間を除く。）

イ　提出場所　上記５に同じ

ウ　提出方法　書面（様式随意）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

（２） （１）に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア　閲覧期間　令和８年１１月４日～令和８年１１月１８日（行政機関の休日を除く。）
（上記期間中、午前8時15分から午後5時まで。ただし正午から午後1時までの間を除く。）

イ　閲覧場所　上記５に同じ

９　入札方法等
（１） 入札書は持参又は郵送等により入札すること。電送による入札は認めない。

（２） 入札書の提出期限、提出場所等

ア　提出期間　令和８年１１月２４日～令和８年１１月２７日（行政機関の休日を除く。）
（上記期間中、午前8時15分から午後5時まで。ただし正午から午後1時までの間を除く。）

イ　提出場所　上記５に同じ。

ウ　提　出　方　法　　入札書を封筒に入れて封かんし、封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらに工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参若しくは郵送等により提出する。なお、入札書の提出にあたっては本競争における一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

（3）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

10　入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金　　免除とする。

（2）契約保証金　　納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3）以上とする。なお、契約不適合を保証する特約を1年間付すものとする。

11　工事費内訳明細書の提出

（1）入札金額に対応した工事費内訳明細書を持参又は郵送第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される等により提出しなければならない。

（2）工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量等に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

（3）工事費内訳明細書の提出方法等

ア　提　出　期　限　　令和８年１１月２７日17:00

イ　提　出　場　所　　上記５に同じ。

ウ　提　出　方　法　　持参または郵送によるものとする。郵送の場合は令和8年11月26日17時までに必着とする。

（4）提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

（5）工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

（6）工事費内訳明細書の確認の結果、下表の各項に該当する場合は、工事に係る入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

①未提出であると認められる場合	（1）	工事費内訳明細書が白紙である場合
	（2）	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
②記載すべき事項が欠けている場合	（1）	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
③記載すべき事項に誤りがある場合	（1）	発注案件に誤りがある場合
	（2）	提出業者に誤りがある場合
	（3）	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
④その他	（1）	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

（7）提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

（8）提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

（9）工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12　開札

（1）開札の日時及び場所

ア　開　札　日　時　　令和８年１２月１日10:00

イ　開　札　場　所　　航空自衛隊那覇基地会計隊入札室

（2）開札は、（1）に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（3）入札執行回数は、原則として２回を限度とする。なお、入札参加者が第１回の開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱うこととする。

13　入札の無効

（１）次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 本説明書及び工事に係る入札心得書において示した入札に関する条件に違反した入札

エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時において４に掲げる資格のない者のした入札

（２）（１）の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14　落札者の決定方法

（１）予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（２）（１）の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については契約担当官から指示をする。

15　契約書等の作成　　有

16　再苦情申立

（１）契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は上記７（２）の回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立を行うことができる。当該再苦情申立については入札監視委員会が審議を行う。

（２）提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類の入手先は上記５に同じ。

17　関連情報を入手するための窓口

上記５に同じ

18　その他

（１）入札参加者は、工事に係る入札心得書及び航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項を熟読し、工事に係る入札心得書を遵守すること。

（２）申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

工　事　仕　様　書

1　工事件名：特殊大型洗浄機設置等工事
2　工事場所：航空自衛隊那覇基地
3　工事概要：特殊大型洗浄機の更新

場　所	施　工　内　容	施　工　規　模
施工場所（図示）	既設大型洗車機撤去	幅：5,000㎜、奥行：2,675㎜、高さ：5,080㎜、1基
	プレハブ撤去	幅：2,650㎜、奥行：5,000㎜、高さ：2,500㎜、1棟
	土間コンクリート舗装	幅：2,300㎜、奥行：10,600㎜、厚さ：150㎜、3.7m^3
	特殊大型洗浄機設置	幅：505㎜、奥行：1,005㎜、高さ：4,400㎜、2基1組
	給水・電気設備	給水管：23.4m、電線管：148.1m、分電盤：1基

4　一般事項

(1)　本工事は本仕様書及び関係法令による他、記載されていない事項は次の規定による。
　なお、本仕様書に明記している具体的な材料、品質性能、工法、検査方法等の内容が関係法令等に抵触する場合は、関係法令を優先するものとする。
　ア　防衛省整備計画局制定土木工事共通仕様書　最新版（以下「土木共通仕様書」という。）
　イ　公共建築工事標準仕様書(設備機械工事編)最新版
　ウ　公共建築改修工事標準仕様書(設備機械工事編）最新版
　エ　公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版
　オ　公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版
　カ　「コンクリートの耐久性向上」仕様書（国土交通省）最新版
　キ　内線規程（日本電気協会）最新版
　ク　防衛省整備計画局制定土木構造物標準図集　最新版
　ケ　公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）最新版
　コ　公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）最新版

(2)　本工事の施工に当たっては、設計図書(土木共通仕様書　1.1.2用語の定義(7))に明記なき事項といえども、技術的及び取合い上実施すべき事項については、受注者の負担において実施する。
　なお、設計数量（内訳書の数量）は参考数量とし、本仕様書を優先する。

(3)　本工事により知り得た自衛隊及び基地に関する情報は、他に漏洩及び転用してはならない。

(4)　本工事に携わる施工者（下請け人を含む。）は、那覇基地への立入り及び那覇基地内での行動は、那覇基地諸規則及び監督官の指示に従うものとする 。

(5)　本工事に必要な書類は、監督官の指示する書式により期日までに提出する。
　なお、関係書類の作成を行うパソコン等は、情報流出防止に万全を期するため、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

(6)　携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合又は使用する場合は、監督官の指示に従い適切な保全処置を行うものとする。

(7)　基地内の既存施設等の保護には十分注意を払うものとし、故意又は過失により破損した場合は、受注者の負担において原状に修復するものとする。

工事関係者以外複製禁止

件　　名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	仕様書①	図面番号	1／17
縮　　尺	－	年 月 日	8．10．6
航空自衛隊　那覇基地　管理隊			

5　共通事項

(1)　受注者は500万円以上の工事を請け負う場合、工事実績情報システム(ＣＯＲＩＮＳ）への登録((一財)日本建設情報総合センター)を行うものとし、登録期日は、土木共通仕様書1.1.5によるものとする。

(2)　受注者は施工体制の適正化を図るために、「建設業法(第24条の8)」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第15条）」に基づき、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督官に提出するとともに、工事関係者が見やすい場所に掲示する。

(3)　設計図書の内容に疑義が生じた場合並びに現場の収まり及び取合い等の関係で設計図書によることが困難若しくは不都合な場合は、監督官と協議するものとする。

(4)　完全週休２日制工事（土日）の試行

ア　本工事は、完全週休２日制（土日）の試行対象工事である。

イ　週休２日の考え方

(ｱ)　完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、２日以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が７日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。

月単位の週休２日とは、対象期間内における全ての月で現場閉所（現場休息）日数の割合が２８．５％（８日/２８日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が２８．５％に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の週休２日とは、対象期間において、２８．５％（８日/２８日）以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められることをいう。

なお、降雪、出水期、猛暑日等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(ｲ)　対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始６日間及び夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(ｳ)　現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、１日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

ウ　現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月１０日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

エ　総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者からの明示される事項を踏まえ、総合工事工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休２日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

(ｱ)　建設工事に従事する者の休日（週休２日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保

工事関係者以外複製禁止

件　　名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	仕様書②	図面番号	2／17
縮　　尺	—	年 月 日	8．10．6
航空自衛隊　那覇基地　管理隊			

(ｲ)　建設業者が施工に先立って行う労務・資器材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」

(ｳ)　施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」

(ｴ)　降雪、出水期、猛暑日等の作業不能日数

オ　工事工程の共有

(ｱ)　工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

(ｲ)　円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

(ｳ)　工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

(ｴ)　工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

カ　現場閉所の達成状況及び精査

対象期間における全ての週において完全週休２日（土日）が達成できていない又は月単位の週休２日が達成できていない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）、現場管理費及び市場単価等を、請負代金額の変更により減額するものとする。

(5)　火気を使用する場合は、事前に監督官へ届け出るとともに、火気等の取扱いに十分注意し、火災防止の措置を講ずる。

(6)　発生材の処理等

ア　建設廃棄物の運搬及び置き場(仮置き場を含む。)は、監督官の指示に従うものとする。

イ　監督官の指示する建設廃棄物は、受注者において処理するものとする。

ウ　監督官の指示する発生材は、発生材調書を監督官に提出し官側に引き渡すものとする。

エ　受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」その他の関係法令による他、「建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省事務次官通達）」、「建設工事における再生資源の活用について（通達）（装技調第44号）」を遵守し、適正な処理を行うこと。

オ　受注者において処理する建設廃棄物について、マニフェストの複写を監督官に提出するものとする。

(7)　材料及び品質等

ア　本工事に使用する材料等は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(「グリーン購入法」最新版)」に基づき、環境負荷を低減できる材料の選定に努めるとともに、本仕様書に定める品質及び性能を有するものとする。ただし、ＪＩＳ若しくはＪＡＳのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではない。

イ　本工事で使用する材料等において、ＪＩＳ若しくはＪＡＳのマーク表示の無い材料を使用する場合は、次の(ｱ)～(ｶ)の事項を満たすとともに、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督官に提出

工事関係者以外複製禁止

件　　名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	仕様書③	図面番号	３／１７
縮　　尺	—	年 月 日	８．１０．６
航空自衛隊　那覇基地　管理隊			

して承認を受ける。

なお、商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、事前に監督官の承認を受けること。

(ｱ) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。

(ｲ) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。

(ｳ) 安定的な供給が可能であること。

(ｴ) 法令等に定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること。

(ｵ) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

(ｶ) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

(8) 中東情勢の変化による特例措置について

ア 本工事は、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている石油精製品（ナフサ等）を原料とする建設資材(以下「指定品目」という。)について、調達変更により必要となる経費を設計変更により計上又は、請負契約書第27条第5条に基づく請求の特例措置を行うことを受注者が選択可能な工事である。

イ 指定品目は下表のとおりとし、これにより難い場合は、監督官と協議するものとする。

項 目	適 用	備 考
配管類	水道用ポリエチレン二層管	
硬質ビニル管	硬質ビニル電線管 VE	
合成樹脂系材類	波付硬質合成樹脂管 FEP 合成樹脂可とう電線管 FP	
盤類	分電盤	

(9) 施工管理

工事写真の撮り方は、「営繕工事写真撮影要領（国土交通省）最新版」を基準とする。

6 特記事項

(1) 撤去工事

ア 既設大型洗車機及び既設プレハブ等を撤去する際は、周辺構造物を損傷させないよう十分に注意するものとする。

イ 撤去資器材の運搬に際しては、運搬経路、積載量、資器材の形状及び重量等を十分に考慮するとともに、積載物の荷崩れ、転倒、落下及び飛散等の防止に必要な処置を講じ、安全な運搬に努めるものとする。

(2) 土木工事

ア コンクリートはつり、切断及び削孔作業に際しては、粉じん、騒音及び飛散物発生を抑制するため、適切な防護措置を講ずるものとする。

イ 既設コンクリートのはつり深さ及び幅については、設計図面によるものとし、グレーチングを設置する排水側溝部は、不陸が生じないよう施工するものとする。

ウ 掘削作業中に埋設物を発見した場合は、直ちに監督官へ報告し、対応について協議するものとする。

工事関係者以外複製禁止

件 名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	仕様書④	図面番号	4／17
縮 尺	－	年 月 日	8．10．6
航空自衛隊 那覇基地 管理隊			

エ　土間コンクリート及びコンクリート歩道で使用するコンクリートの仕様は、下表のとおりとする。

名　称	コンクリート強度	粗骨材の最大寸法	スランプ
舗装用コンクリート	圧縮18 (N/mm²)	40 (mm)	8 (cm)

(3)　給水工事

ア　配管材料の仕様は、下表のとおりとする。

名　称	規　　格
給水管(PE管)	JIS K 6762　水道用ポリエチレン二層管
仕切弁(呼び径50以下)	JIS B 2011　青銅弁(10K ねじ込み仕切弁)

イ　継手は、設備標準仕様書等による。

ウ　配管は、勾配及び接続位置等を考慮し、既設配管へ影響を及ぼさないように施工する。また、既設配管端部は、適切な方法で閉塞処置を行うものとする。

エ　配管の切断は、断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、切り口は平滑に仕上げる。

オ　配管の施工を一時休止する場合は、管内に異物が入らないように養生する。

カ　配管の施工は、既設設備の使用が出来ない期間を最小にするものとし、必要に応じてバルブ等を設けること。

(4)　電気設備工事

ア　電気設備工事を実施する際は、電気工事士免状保有者を充てるものとし、当該工事場所を無電圧にした後に作業を開始するものとする。

イ　分電盤を改修する際、工事範囲外で停電を行う必要がある場合、監督官の承認を得るものとする。

ウ　材料の仕様は、下表のとおりとする。

名　称	規　　格
硬質ビニル電線管 VE22	JIS C 8430　硬質ポリ塩化ビニル電線管
波付硬質合成樹脂管 FEP30	JIS C 3653附属書（規程）波付硬質合成樹脂管
合成樹脂可とう電線管 FP28	JIS C 8411　合成樹脂製可とう電線管
合成樹脂可とう電線管 FP36	JIS C 8411　合成樹脂製可とう電線管
ケーブル EM-CE5.5mm²-2C	JIS C 3605　600Vポリエチレンケーブル
ケーブル EM-CE22mm²-4C	JIS C 3605　600Vポリエチレンケーブル
ケーブルVCT2mm²-2C	JIS C 3312　600Vビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル
分電盤	ステンレス製ボックス 屋外仕様
分電盤架台	屋外用　ステンレス製

工事関係者以外複製禁止

件　　名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	仕様書⑤	図面番号	5／17
縮　　尺	—	年 月 日	8．10．6
航空自衛隊　那覇基地　管理隊			

エ　試験等

(ｱ)　各回路ごとに絶縁抵抗試験を実施し、測定結果（様式任意）を監督官へ提出する。

(ｲ)　作業終了後は動作試験を実施し、各機器の正常な動作を確認すること。

(5)　特殊車両洗浄機据付工事

ア　機器の搬入に際しては、既存建物、舗装、土間コンクリート及び設備機器等を破損させないよう必要な養生を行うものとする。

イ　洗浄機本体及び付属機器は、設計図及び製造者の施工要領書に基づき、所定の位置に正確に据え付けるものとする。

ウ　洗車機本体及び付属機器の固定に使用するアンカーボルト、固定金物及びその他の部材は、製造者の指定する仕様によるものとする。

工事関係者以外複製禁止

件　　名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	仕様書⑥	図面番号	6／17
縮　　尺	－	年月日	8．10．6
航空自衛隊　那覇基地　管理隊			

7　設計数量表

工事項目	規格・寸法等	単位	数量	備　考
1　撤去工事				
大型洗車機撤去	W5,000mm　D2,675mm　H5,800mm	基	1.0	重量3,400kg
洗車機レール撤去	W25mm　H50mm　溝幅120mm	m	36.0	
プレハブ倉庫撤去	W2,650mm　D5,000mm　H2,500mm	棟	1.0	重量660kg
高温温水洗浄機撤去	W1,210mm　D800mm　H1,175mm	基	2.0	重量230kg
空気圧縮機撤去	W1,200mm　D425mm　H840mm	基	1.0	重量98kg
水タンク撤去	W1,200mm　D425mm　H840mm	台	1.0	
分電盤撤去	動力分電盤　3φ3W 200V	面	1.0	
電源ケーブル撤去	VCT38mm^2-3C	m	23.9	撤去後一部再利用
撤去材積込・運搬	撤去洗車機、プレハブ等一式	式	1.0	
2　土木工事				
(1)　舗装版とりこわし工				
コンクリート舗装版切断		m	150.4	
コンクリート舗装版破砕積込		m^2	13.9	
コンクリート殻運搬	場外運搬	m^3	1.41	
コンクリート殻処分		t	2.0	
(2)　土工				
床掘	土砂　施工幅1m以上2m未満	m^3	43.6	
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m^3	37.6	
土砂等積込	発生土	m^3	6.0	
土砂等運搬	発生土　場内運搬	m^3	6.0	
(3)　路床及び路盤工				
不陸整正		m^2	26.2	
路盤工	RC40	m^2	26.2	
(4)　コンクリート舗装工				
コンクリート歩道	人力施工　圧縮強度18N/mm^2	m^3	0.2	
土間コンクリート	人力施工　圧縮強度18N/mm^2	m^3	3.7	
(5)　既存レール溝改修排水側溝	施工部表面処理	m	8.0	グレーチング設置共
(6)　平面張芝工	野芝	m^2	61.4	
3　給水設備工事				
給水管　PE	32A	m	23.4	
仕切弁	GV32A	個	2.0	
4　電気設備工事				
(1)　配管工事				
硬質ビニル電線管	VE22	m	14.5	
波付硬質合成樹脂管	FEP30	m	40.6	
合成樹脂可とう電線管	FP28	m	27.0	
合成樹脂可とう電線管	FP36	m	69.0	
(2)　配線工事				
ケーブル	VCT38mm^2-3C	m	8.1	既設品再利用
ケーブル	EM-CE5.5mm^2-2C	m	14.5	電線管VE22

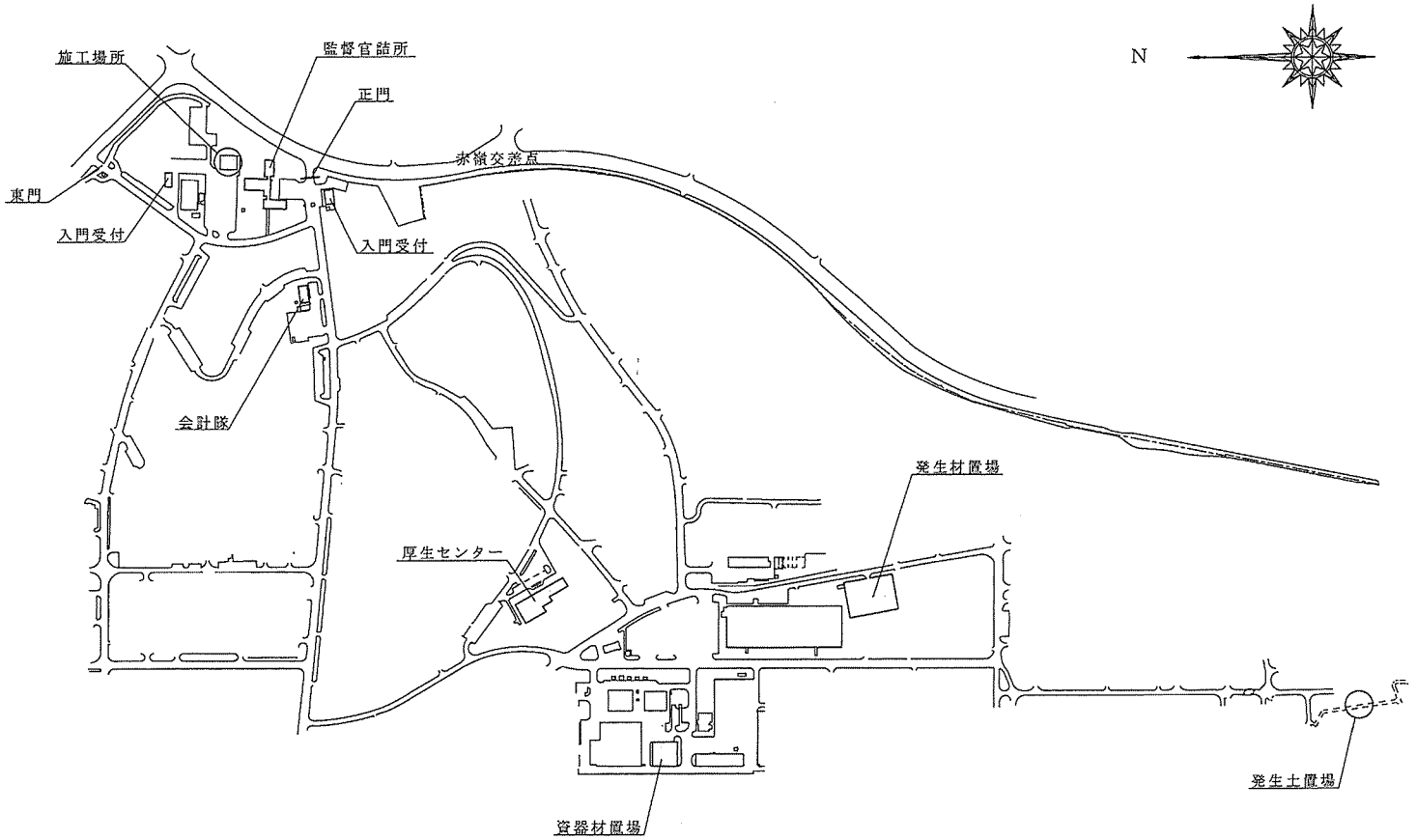
工事関係者以外複製禁止

件　名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	仕様書⑦	図面番号	7／17
縮　尺	—	年月日	8．10．6
航空自衛隊　那覇基地　管理隊			

工事項目	規格・寸法等	単位	数量	備　考
ケーブル	EM-CE5.5mm²-2C	m	40.6	電線管FEP30
ケーブル	寄託品(CV VCT VCTF等一式)	式	1.0	寄託品
ケーブル	EM-CE22mm²-4C	m	12.3	
ケーブル	VCT2mm²-2C	m	12.3	
(3) 電力設備工事				
分電盤	ｽﾃﾝﾚｽ製ﾎﾞｯｸｽ W600mm H1,130mm D200mm	面	1.0	屋外仕様
分電盤架台	ｽﾃﾝﾚｽ製 W600mm H50mm D165mm	基	1.0	屋外用
5 特殊車両洗浄機据付工事				
(1) 特殊車両洗浄機設置	ポンプ・水タンク等付属品共	式	1.0	
(2) 無圧温水ヒータ設置	型式 NT-120NS	基	1.0	寄託品
(3) 積込運搬	特殊車両洗浄機　無圧温水ヒータ	式	1.0	付属品共

工事関係者以外複製禁止

件　名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	仕様書⑧	図面番号	8／17
縮　尺	—	年月日	8．10．6
航空自衛隊　那覇基地　管理隊			



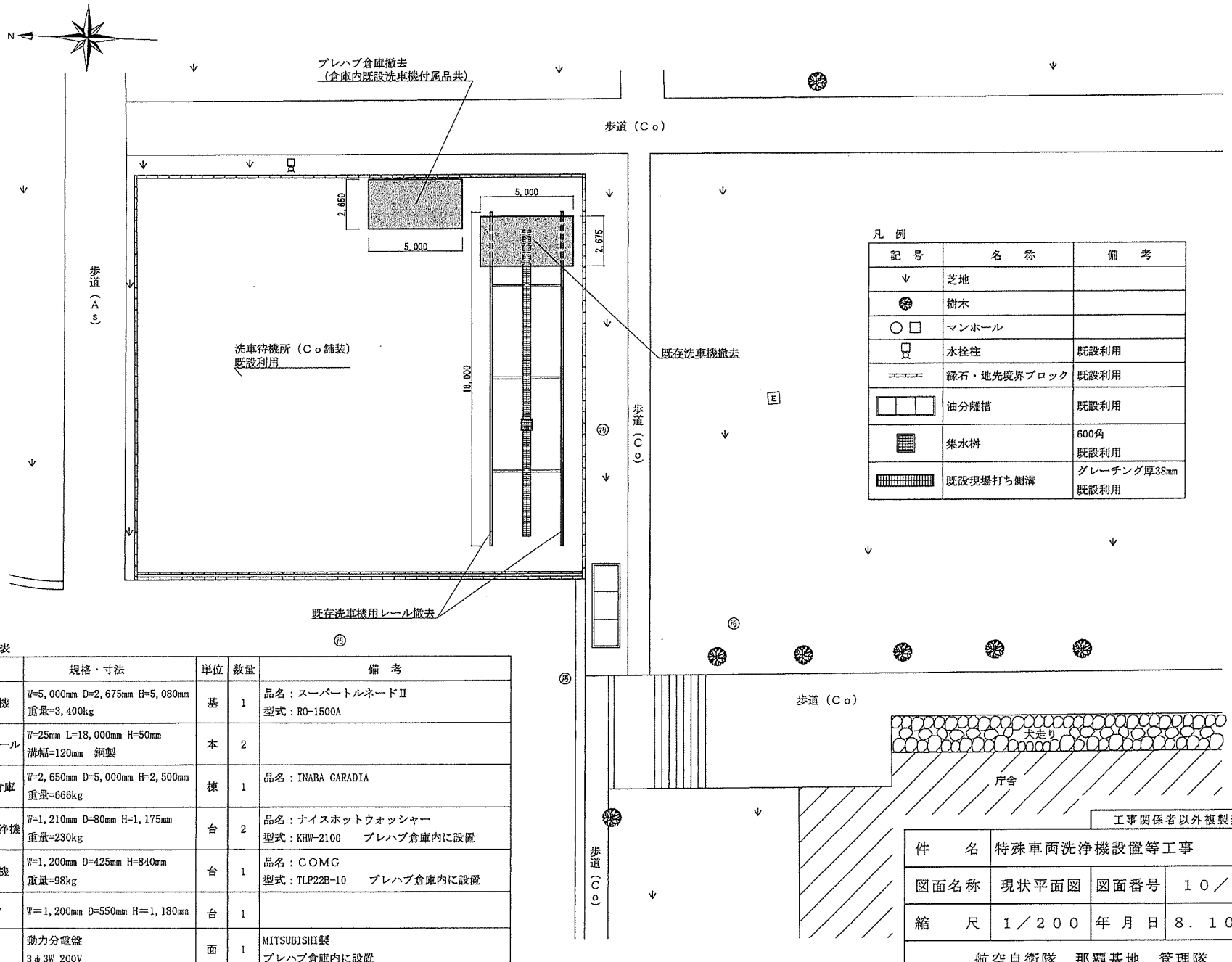
運搬距離一覧

経　路	距　離	備　考
資器材置場～施工場所	1.7km	運搬資器材 ・特殊車両洗浄機（付属品一式） ・無圧温水ヒーター
施工場所～発生材置場	1.7km	運搬対象物 ・既設大型洗車機 ・プレハブ倉庫等
施工場所～発生土置場	2.7km	

※ コンクリート殻については、場外運搬

工事関係者以外複製禁止

件　名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	案　内　図	図面番号	9／17
縮　尺	N／S	年月日	8．10．6
航空自衛隊　那覇基地　管理隊			



凡　例

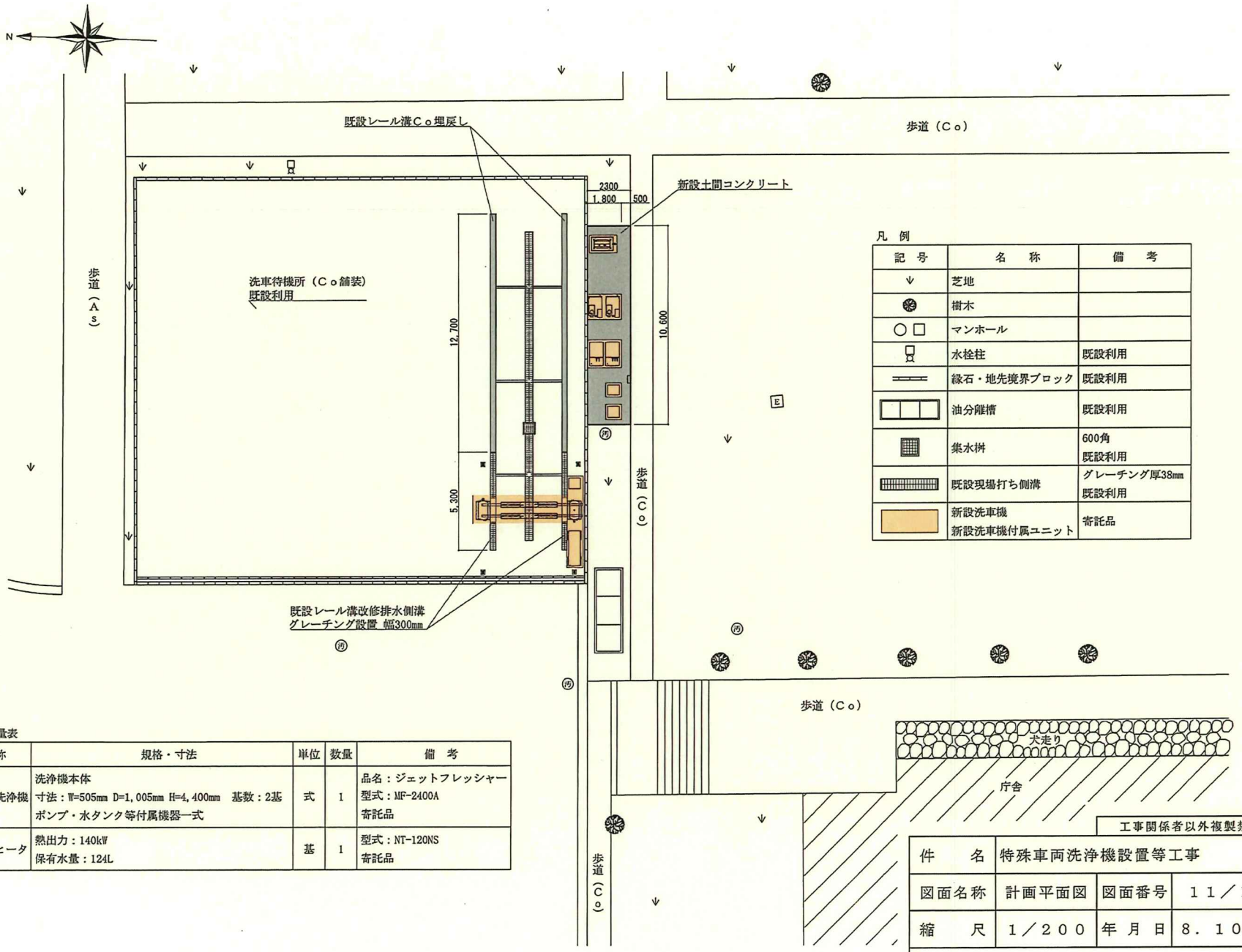
記　号	名　　称	備　　考
	芝地	
	樹木	
	マンホール	
	水栓柱	既設利用
	縁石・地先境界ブロック	既設利用
	油分離槽	既設利用
	集水桝	600角 既設利用
	既設現場打ち側溝	グレーチング厚38mm 既設利用

撤去資器材数量表

No	名　称	規格・寸法	単位	数量	備　考
1	大型洗車機	W=5,000mm D=2,675mm H=5,080mm 重量=3,400kg	基	1	品名：スーパートルネードⅡ 型式：RO-1500A
2	洗車機用レール	W=25mm L=18,000mm H=50mm 溝幅=120mm　鋼製	本	2	
3	プレハブ倉庫	W=2,650mm D=5,000mm H=2,500mm 重量=666kg	棟	1	品名：INABA GARADIA
4	高温温水洗浄機	W=1,210mm D=80mm H=1,175mm 重量=230kg	台	2	品名：ナイスホットウォッシャー 型式：KHW-2100　　プレハブ倉庫内に設置
5	空気圧縮機	W=1,200mm D=425mm H=840mm 重量=98kg	台	1	品名：COMG 型式：TLP22B-10　　プレハブ倉庫内に設置
6	水タンク	W＝1,200mm D=550mm H＝1,180mm	台	1	
7	分電盤	動力分電盤 3φ3W 200V	面	1	MITSUBISHI製 プレハブ倉庫内に設置

工事関係者以外複製禁止

件　　名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	現状平面図	図面番号	１０／１７
縮　　尺	１／２００	年 月 日	８．１０．６
航空自衛隊　那覇基地　管理隊			



凡 例

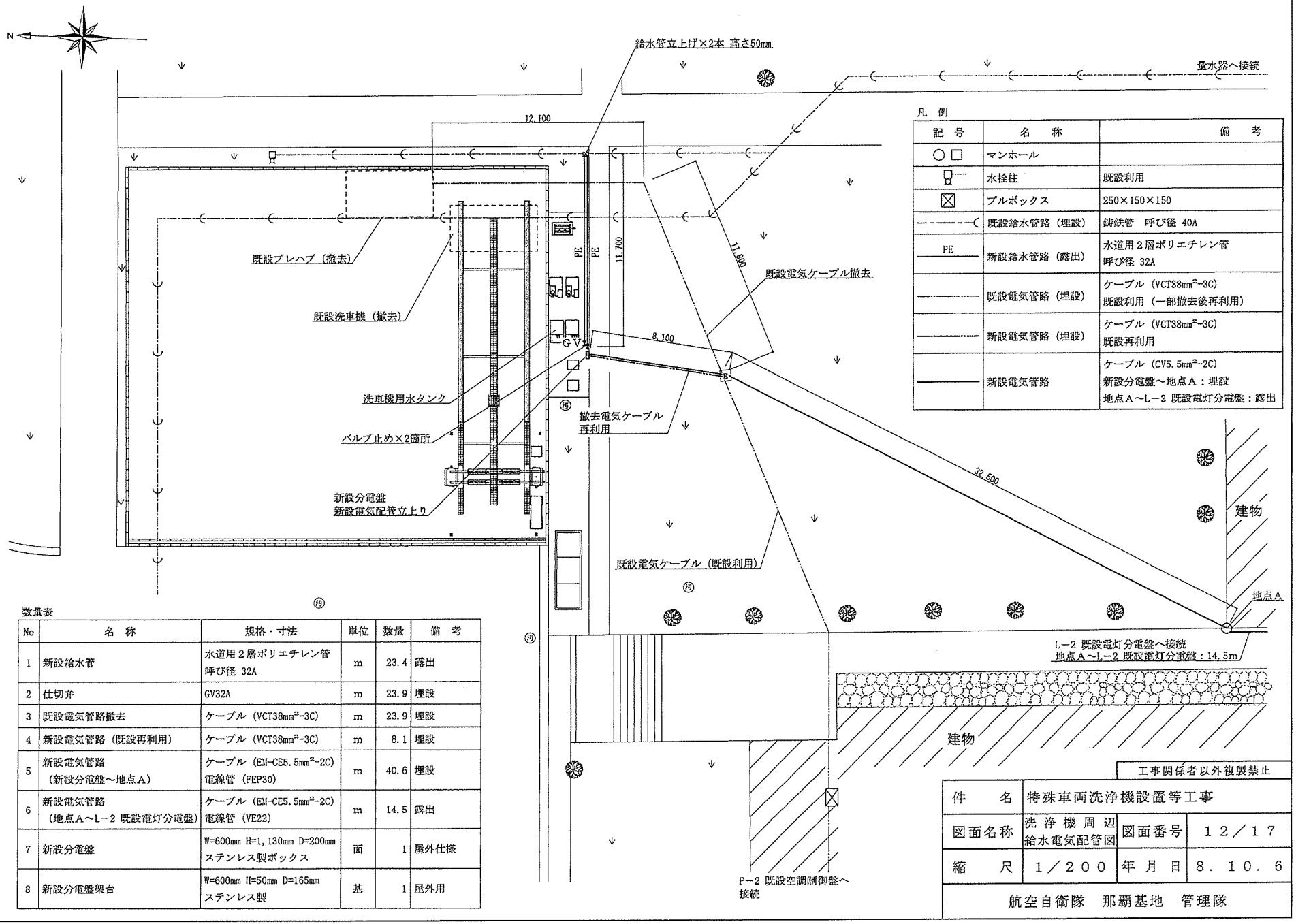
記 号	名 称	備 考
	芝地	
	樹木	
	マンホール	
	水栓柱	既設利用
	縁石・地先境界ブロック	既設利用
	油分離槽	既設利用
	集水桝	600角 既設利用
	既設現場打ち側溝	グレーチング厚38mm 既設利用
	新設洗車機 新設洗車機付属ユニット	寄託品

設置資器材数量表

No	名 称	規格・寸法	単位	数量	備 考
1	特殊車両洗浄機	洗浄機本体 寸法：W=505mm D=1,005mm H=4,400mm 基数：2基 ポンプ・水タンク等付属機器一式	式	1	品名：ジェットフレッシャー 型式：MF-2400A 寄託品
2	無圧温水ヒータ	熱出力：140kW 保有水量：124L	基	1	型式：NT-120NS 寄託品

工事関係者以外複製禁止

件 名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	計画平面図	図面番号	11／17
縮 尺	1／200	年 月 日	8．10．6
航空自衛隊 那覇基地 管理隊			



凡 例

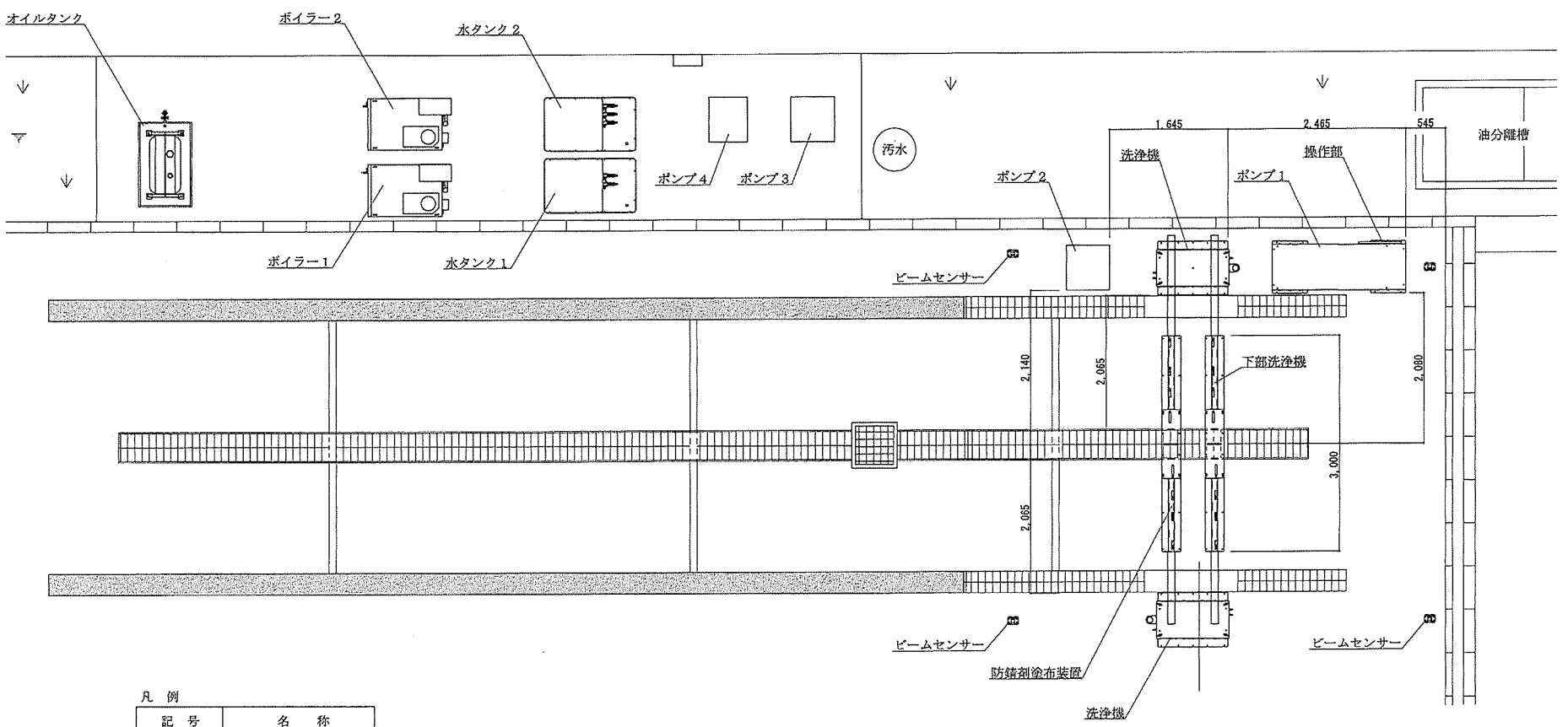
記 号	名 称	備 考
○ □	マンホール	
	水栓柱	既設利用
⊠	プルボックス	250×150×150
-----	既設給水管路（埋設）	鋳鉄管 呼び径 40A
PE	新設給水管路（露出）	水道用２層ポリエチレン管 呼び径 32A
	既設電気管路（埋設）	ケーブル（VCT38mm²-3C） 既設利用（一部撤去後再利用）
	新設電気管路（埋設）	ケーブル（VCT38mm²-3C） 既設再利用
	新設電気管路	ケーブル（CV5.5mm²-2C） 新設分電盤〜地点Ａ：埋設 地点Ａ〜L−2 既設電灯分電盤：露出

数量表

No	名 称	規格・寸法	単位	数量	備 考
1	新設給水管	水道用２層ポリエチレン管 呼び径 32A	m	23.4	露出
2	仕切弁	GV32A	m	23.9	埋設
3	既設電気管路撤去	ケーブル（VCT38mm²-3C）	m	23.9	埋設
4	新設電気管路（既設再利用）	ケーブル（VCT38mm²-3C）	m	8.1	埋設
5	新設電気管路 （新設分電盤〜地点Ａ）	ケーブル（EM-CE5.5mm²-2C） 電線管（FEP30）	m	40.6	埋設
6	新設電気管路 （地点Ａ〜L−2 既設電灯分電盤）	ケーブル（EM-CE5.5mm²-2C） 電線管（VE22）	m	14.5	露出
7	新設分電盤	W=600mm H=1,130mm D=200mm ステンレス製ボックス	面	1	屋外仕様
8	新設分電盤架台	W=600mm H=50mm D=165mm ステンレス製	基	1	屋外用

工事関係者以外複製禁止

件 名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	洗浄機周辺 給水電気配管図	図面番号	12／17
縮 尺	1／200	年月日	8．10．6
航空自衛隊 那覇基地 管理隊			

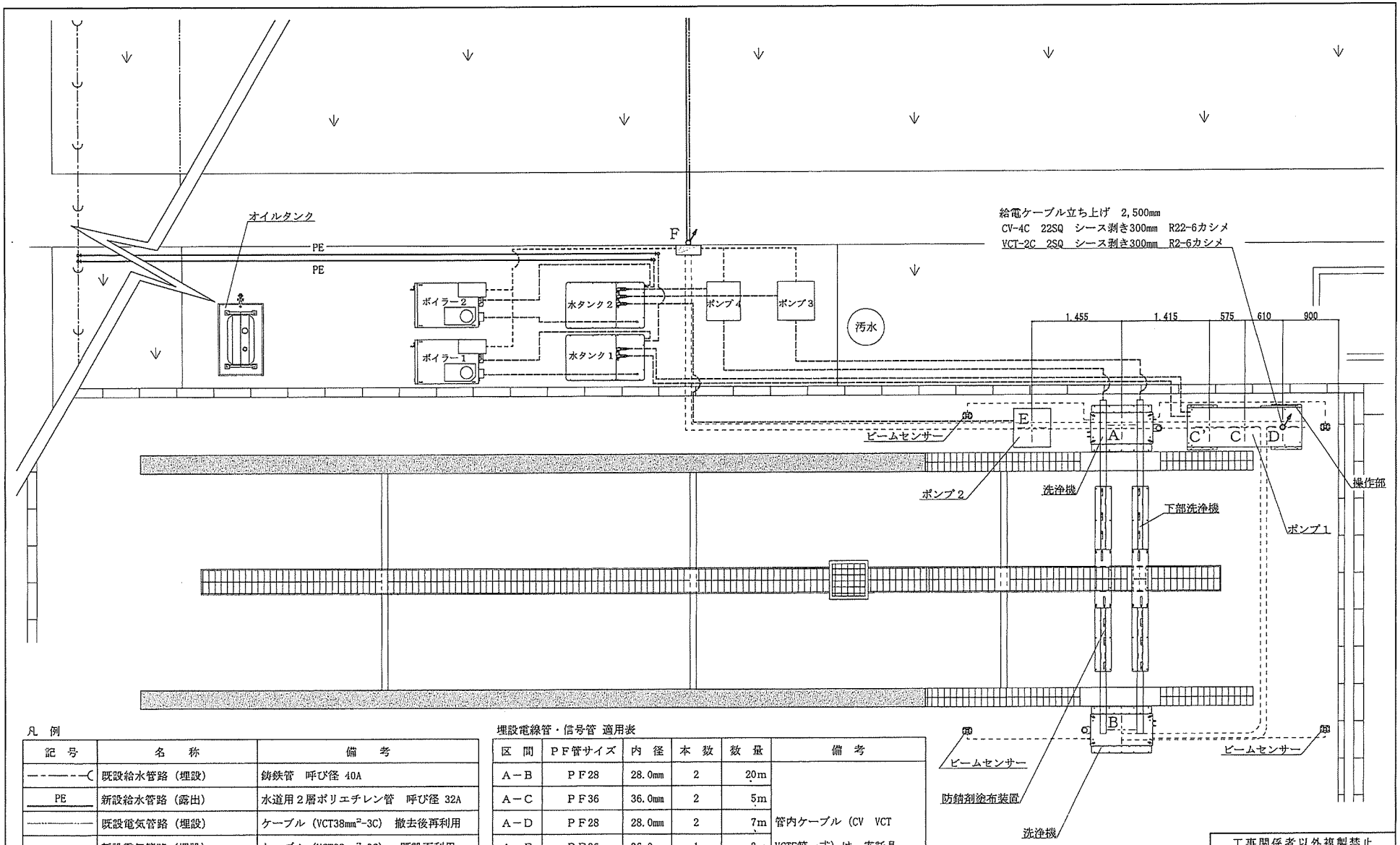


凡 例

記 号	名 称
⇓	芝地
▽	法面
═══	縁石・地先境界ブロック

工事関係者以外複製禁止

件 名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	新設洗車機配置図	図面番号	１３／１７
縮 尺	１／６０	年 月 日	８．１０．６
航空自衛隊 那覇基地 管理隊			



凡 例

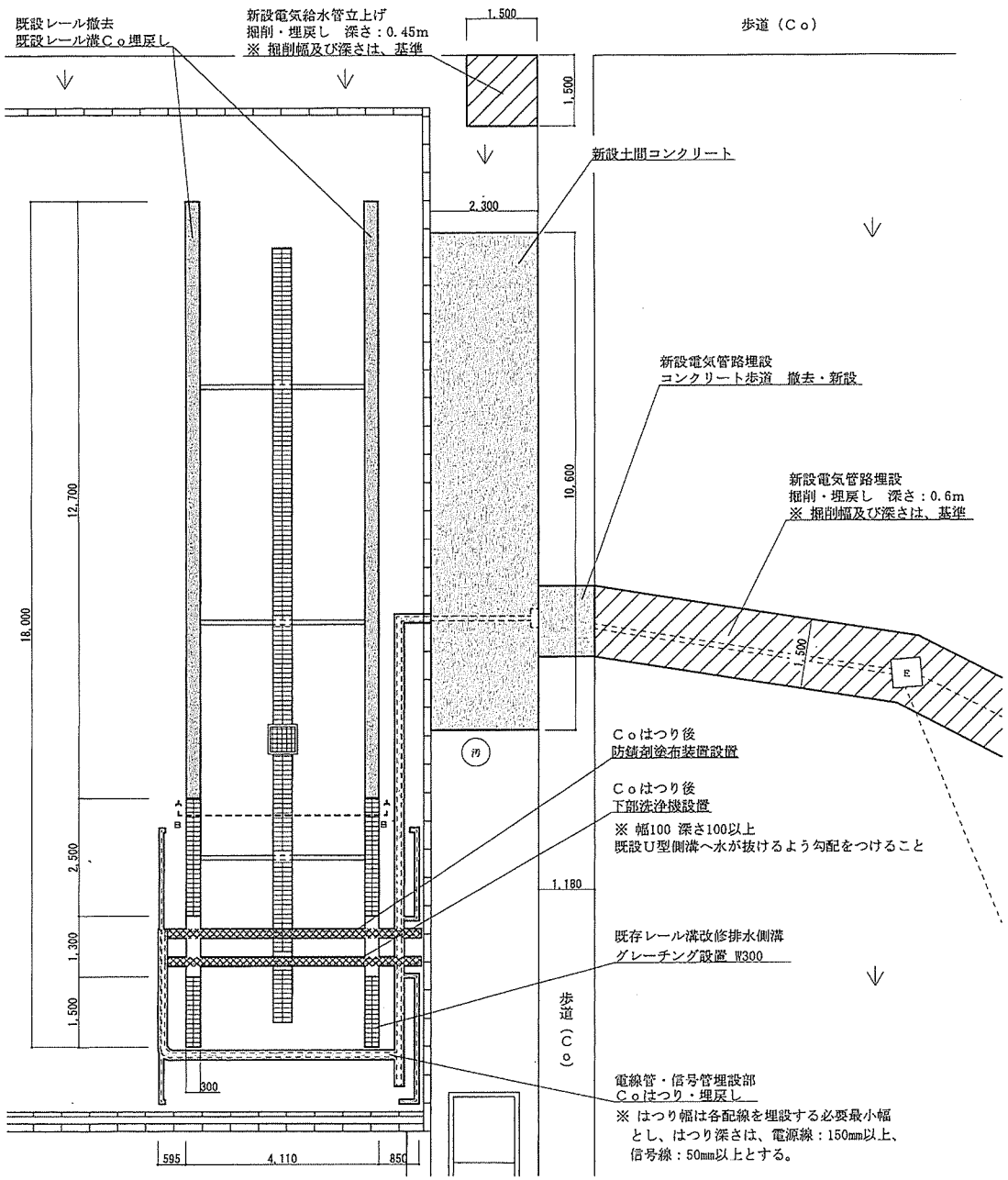
記 号	名 称	備 考
——(——(——	既設給水管路（埋設）	鋳鉄管 呼び径 40A
PE	新設給水管路（露出）	水道用２層ポリエチレン管 呼び径 32A
——·——	既設電気管路（埋設）	ケーブル（VCT38mm²-3C） 撤去後再利用
——·——	新設電気管路（埋設）	ケーブル（VCT38mm²-3C） 既設再利用
————	新設電気管路（埋設）	ケーブル（CV5.5mm²-2C） 電線管（FEP30）
----------	給水ホース	洗浄機付属品（寄託品）
----------	電源ケーブル（露出）	洗浄機付属品（寄託品）
----------	埋設電線管・信号管	ＰＦ管（合成樹脂製可とう電線管） JIS C 8411:2019

埋設電線管・信号管 適用表

区 間	ＰＦ管サイズ	内 径	本 数	数 量	備 考
A－B	ＰＦ28	28.0mm	2	20m	管内ケーブル（CV VCT VCTF等一式）は、寄託品
A－C	ＰＦ36	36.0mm	2	5m	
A－D	ＰＦ28	28.0mm	2	7m	
A－E	ＰＦ36	36.0mm	1	3m	
B－C'	ＰＦ36	36.0mm	2	17m	
B－E	ＰＦ36	36.0mm	1	12m	
D－E	ＰＦ36	36.0mm	1	6m	
D－F	ＰＦ36	36.0mm	2	26m	管内ケーブル EM-CE22mm²-4C（1本）12.3m VCT2mm²-2C（1本）12.3m

工事関係者以外複製禁止

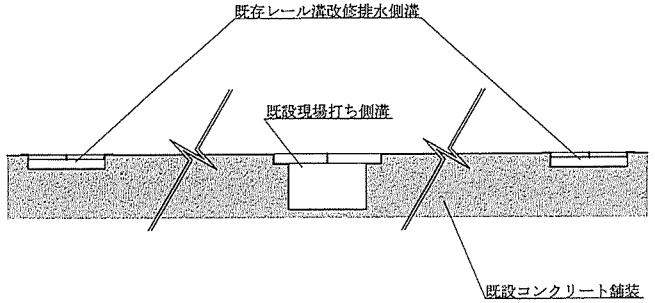
件 名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	新設特殊車両洗浄機配管図	図面番号	１４／１７
縮 尺	１／６０	年 月 日	８．１０．６
航空自衛隊 那覇基地 管理隊			



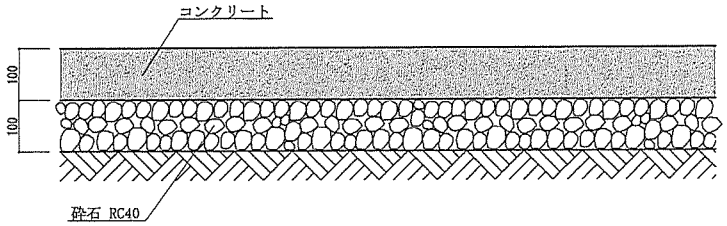
改修路面平面図　Ｓ＝1／100

撤去コンクリート数量表

項　目	面積（㎡）	数量（m^3）	備　考
レール撤去部	6.5	0.52	H=80mm（基準）
Ｃｏ歩道撤去部	1.8	0.18	H=100mm
電線管埋設部	3.8	0.57	H=150mm以上
信号管埋設部	0.8	0.04	H=50mm以上
防錆剤塗布装置設置部	0.5	0.05	H=100mm以上
下部洗浄機設置部	0.5	0.05	H=100mm以上
計	13.9	1.41	



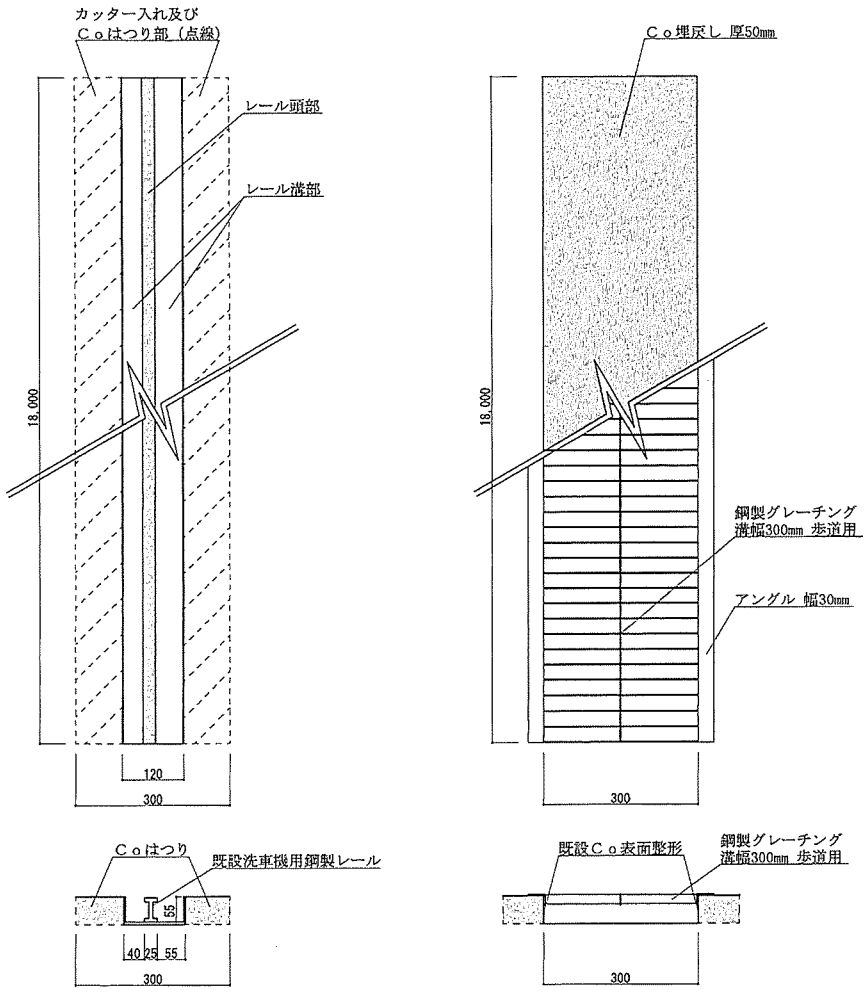
Ｂ～Ｂ´断面詳細図　Ｓ＝1／20



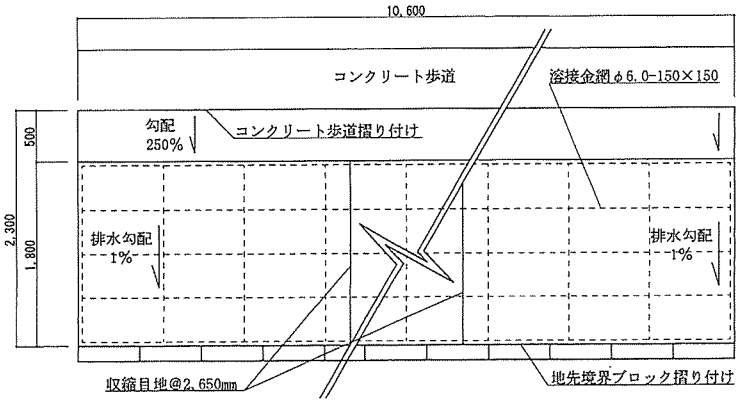
コンクリート歩道標準断面図　Ｓ＝1／10

工事関係者以外複製禁止

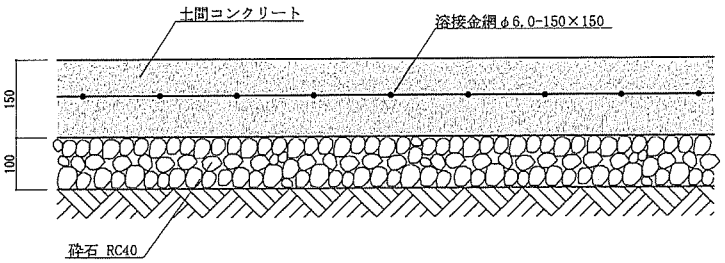
件　名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	図　示	図面番号	15／17
縮　尺	図　示	年月日	8．10．6
航空自衛隊　那覇基地　管理隊			



既存レール溝改修排水側溝詳細図　Ｓ＝1／10



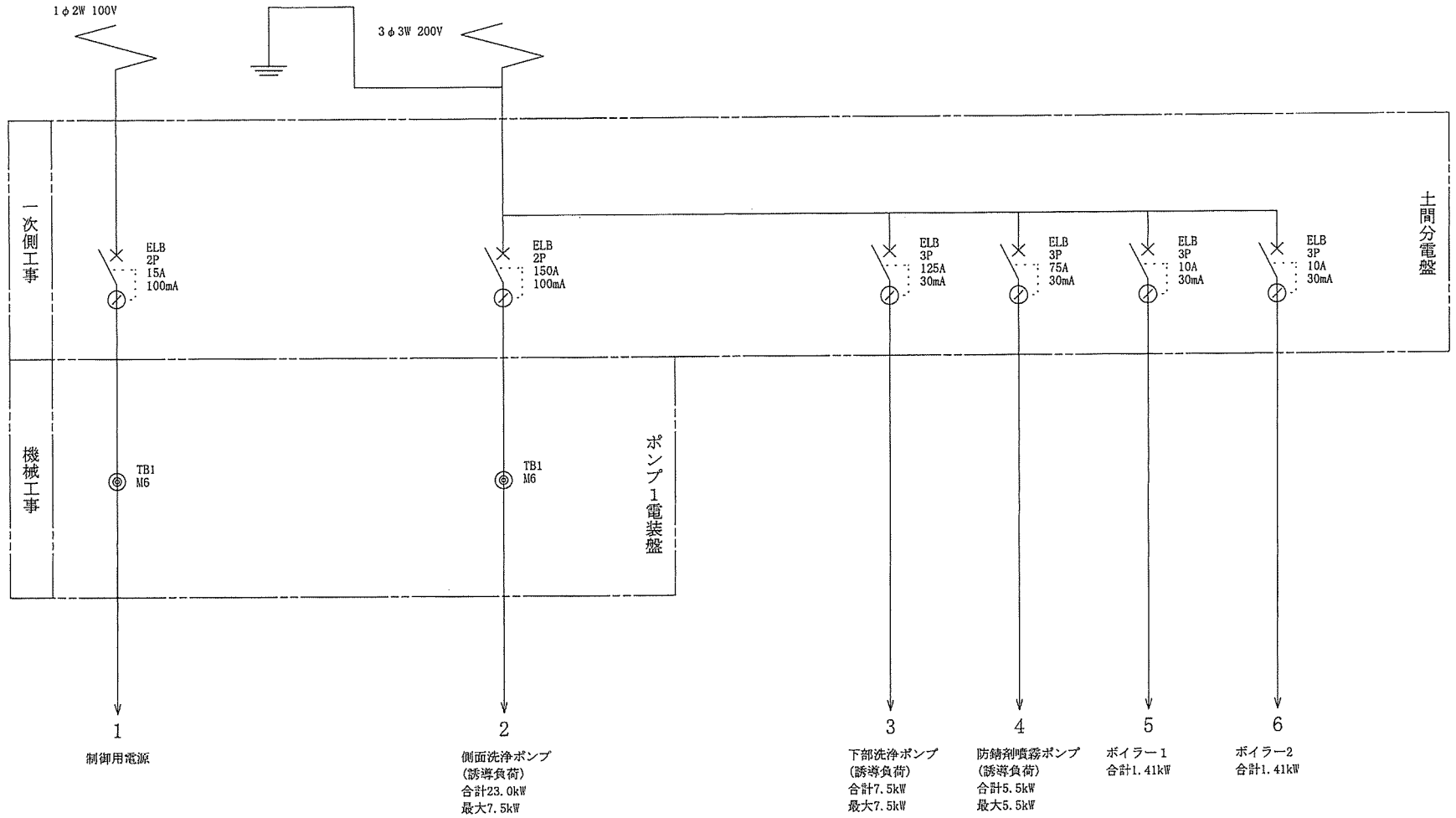
土間コンクリート平面詳細図　Ｓ＝1／50



土間コンクリート標準断面図　Ｓ＝1／10

工事関係者以外複製禁止

件　　名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	各部詳細図	図面番号	１６／１７
縮　　尺	図　示	年月日	８．１０．６
航空自衛隊　那覇基地　管理隊			



100V負荷一覧

No.	負荷内訳
1	制御用電源

200V負荷一覧　　※「No.3　下部洗ポンプ」と「No.4　防錆剤噴霧ポンプ」は選択式、同時に稼働しない

No.	負荷内訳	合計出力(kW)	最大出力(kW)	最大同時起動出力(kW)
2	側面洗浄ポンプ	23.0	23.0	7.5
3	下部洗浄ポンプ	7.5	7.5	7.5
4	防錆剤噴霧ポンプ	5.5	5.5	5.5
5	ボイラー1	1.41	1.41	1.41
6	ボイラー	1.41	1.41	1.41
	合計	38.82	33.32	17.82

注記
・各ブレーカとその一次側配線、分電盤BOX、防水コンセントは一次側工事のこと。
・図中の記号「ELB」は漏電ブレーカを、「MCCB」はブレーカを示す。
・一次側配線は負荷に合わせ、適切に施工のこと。
・分電盤BOXは、図中に示す各ブレーカの二次側配線を引出せる仕様のこと。
・各ブレーカへの対応機器表示銘板の貼付は、一次側工事のこと。
・土間分電盤からポンプ1のTB1までの繋ぎ込みは、一次側工事のこと
・各ブレーカーの二次側配線は接地できること

工事関係者以外複製禁止

件　名	特殊車両洗浄機設置等工事		
図面名称	分電盤施工指示図	図面番号	17／17
縮　尺	1／100	年月日	8．10．6
航空自衛隊　那覇基地　管理隊			

別紙様式第１
（用紙Ａ４）

一　般　競　争　参　加　資　格　確　認　申　請　書

令和　　年　　月　　日

契約担当官
航空自衛隊第９航空団
会計隊長　木部　政治　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

令和８年１１月４日付けで入札公告のありました特殊大型洗浄機設置等工事に係る競争参加資格について確認されたく申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当する者でないことを誓約いたします。

記

１　入札説明書４（２）に定める資格を証明する書類（資格審査結果通知書）
２　入札説明書４（６）に定める資本関係・人的関係に係わる書類（履歴全部事項証明書）
３　工程表
４　同種工事の施工実績
５　配置予定の技術者
（項目、氏名及び法令による資格・免許欄を入力し、資格又は免許証のコピーを添付すること。また、入札公告２（８）に該当する場合は、最終学歴、工事経験の概要及び申請時における他工事の従事状況等の欄についても記入すること。）
６　入札説明書４（９）に定める情報保全に係る書類（誓約書）
（過去５年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡しを行った場合は別紙様式第４を提出すること。過去５年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡しを行っていない場合は別紙様式第５を提出すること。）

注）　返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第2
（用紙A4）

工　程　表

特殊大型洗浄機設置等工事

会社名：

項目	単位	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

別紙様式第3
（用紙A4）

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名

項目		
氏名		
最終学歴		
法令による資格・免許		
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	
	従事役職	
	工事内容	
	CORINS登録の有無	
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	

別紙様式第3
（用紙A4）

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項目		主任技術者又は監理技術者
氏名		
最終学歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する）
	工期	年　月 ～　年　月
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号　　）無
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	年　月 ～　年　月
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号　　）無

（用紙A4）

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	工 事 場 所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契 約 金 額	（百万円単位で記入する。）
	工　　期	年　月～　　年　月
	受注形態等	単体／JV（出資比率）
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	そ　の　他	
CORINS登録の有無		有（CORINS登録番号　　）　無

注）1　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2　CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

3　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

別紙様式第４

年　　月　　日

誓　約　書

契約担当官
航空自衛隊第９航空団
会計隊長　木部　政治　　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

弊社は、過去５年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

別紙様式第５

年　　月　　日

誓　約　書

契約担当官
航空自衛隊第９航空団
会計隊長　木部　政治　　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

入　札　書

契約担当官
航空自衛隊第９航空団
会計隊長　木部　政治　殿

品名（件名）	規　　格	単位	数量	単価	金　額	備　　考
特殊大型洗浄機設置等工事	仕様書のとおり	式	1			
	-以下余白-					

総　　額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工　　期　契約締結日～令和９年３月３１日

工事場所　航空自衛隊那覇基地

そ　の　他　（税抜）

上記入札条件及び入札及び契約心得、契約条項承諾の上入札しました。

令和８年１２月１日

住　　所

会　　社　　名

代表者職位氏名　印

令和　　年　　月　　日

契約担当官
航空自衛隊第９航空団
会計隊長　木部　政治　　殿

工事費内訳書

工事件名：特殊大型洗浄機設置等工事

住　　所：
商号又は名称：
代表者氏名：　　印

工事費内訳明細書

工事価格（税抜）　　：￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　内訳
１　工事原価　　：￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
うち安全衛生経費　　：￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（１）純工事費　　：￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　（ア）直接工事費　　：￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
うち労務費　　：￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
うち材料費　　：￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　（イ）共通仮設費　　：￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（２）現場管理費　　：￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
うち法定福利費の事業主負担額：￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
うち建設業退職金共済制度の掛金：￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（３）発生材処分費　　：￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
２　一般管理費等　　：￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

留意事項

①各区分に含まれる内容は、「公共建築工事積算基準」により振り分けし、積算をお願いします。

②直接工事費及び共通仮設費の細部明細につきましては、こちらから提示した様式等により作成し、工事費内訳書及び工事費内訳明細書に添付のうえ、提出をお願いします。各事業所様の様式により作成でも結構です。

③入札書とは別の封筒へ入れ、ご提出ください。郵便の場合は「入札書の封筒」「内訳書の封筒」の２つを、別の１つの封筒へ入れて郵送してください。

④内訳書には、 材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成２８年法律第１１１号）第１０条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和３４年法律第１６０号）第２条第５項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

※注 「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料 をいう 。

⑤提出された工事費内訳書ほか一件書類は返却致しません。予めご了承下さい。

⑥本内訳明細に記載された金額を基に、低入札価格調査制度対象工事に係わる特別重点調査の対象工事にあっては、その該当の有無を判断致します。
細部、基準等については、防衛省ホームページにおいて公表されております。